財第18-26号

令和５年２月27日

各関係団体の長　様

魚津市長　村椿　晃

「令和５年３月から適用する公共工事設計労務単価について」の運用に係る特例措置について

このことについて、国土交通省より別紙のとおり参考送付があったことに伴い、下記のとおり運用することとしたので通知します。

記

１　特例措置の内容

２で対象とする工事の受注者は、「令和４年３月から適用する公共工事設計労務単価」（以下「旧労務単価」という。）に基づく契約を「令和５年３月から適用する公共工事設計労務単価」（以下「新労務単価」という。）に基づく契約に変更するための請負代金額の変更の協議を請求することができる。

２　具体的な取扱い

（１）令和５年３月１日以降の契約である工事のうち、「旧労務単価」

を適用して予定価格を積算しているものについては、次の式により算出された請負代金額に契約変更を行う。

変更後の請負代金額＝Ｐ新×ｋ

この式において、Ｐ新及びｋは、それぞれ以下を表すものとする。

Ｐ新：「新労務単価」及び当初契約時点の物価により積算された予

定価格

ｋ：当初契約の落札率

（２）令和５年２月28日以前に契約を締結した工事のうち、３月１

日において工期の始期が到来していないものについては、「賃金

等の変動に対する工事請負契約書第25条第６項の運用につい

て」（平成26年２月17日付け(令和５年２月９日一部改定)管第

49号、建技第35号管理課長・建設技術企画課長連名通知）１

(１)及び２から９まで（５(３)を除く。）の規定を準用するもの

とする。

３　その他

契約締結後、発注所属においては受注者に対し本特例措置に基づく対応が可能となる場合があることを説明すること。

４　具体的な手続きについて

今回の運用に係る特例措置について、その手続き等を「(別紙)特例措置手続き」のとおり取り扱う。

　　　　　　　　　　　　　　　　　事務担当：財政課

管財・契約検査係